

令和8年度高知県タクシー車両導入等支援事業費補助金

((1)タクシー車両導入事業 関係)

(公募期間：令和8年4月1日～5月13日)

Q & A ※令和8年4月22日更新版

1. 補助対象者・要件について

番号	問	答
1-1	営業所単位での申請はできますか。	営業所単位での申請はできません。事業者単位での申請となります。
1-2	複数の営業所がある場合、取得した車両はどの営業所で使用すればよいですか。	申請書に記載した営業所で使用してください。
1-3	申請後に、法人化・申請者の社名・代表者名・本社住所・営業所の所在地等を変更した場合、引き続き補助対象者となりますか。	社名・代表者名の変更は対象となります。当該事実の証明書（履歴事項全部証明書）を速やかに提出してください。
1-4	申請後に、法人の合併又は分割（分社化）・事業継承・相続があった場合、引き続き補助対象者となりますか。	継承・相続した者が対象となります。当該事実の証明書（事業の譲渡譲受・合併・分割・相続の許可申請書等）を速やかに提出してください。
1-5	県税の徴収猶予中ですが、申請できますか。	徴収猶予中の方も申請できます。 徴収猶予中であることは納税証明書に記載されるので、納税証明書を提出してください。
1-6	個人タクシーは対象となりますか	法人・個人の別関係なく対象となります。ただし、申請があった車両については、以下の要素を勘案して審査し、採択の可否を決定いたします。 ・地域公共交通計画に適合していること ・地域内のタクシーの維持確保に必要であること ・市町村営交通への活用が想定されること
1-7	いわゆる福祉タクシー（一般乗用旅客自動車運送事業のうち福祉輸送事業に限定された許可により事業を行う者）は対象となりますか。	一般のタクシー事業者の事業継続や経営安定化を目的に、一定年数を経過した車両の更新等を対象に支援するものであり、今回は、福祉タクシーは対象外としています。

2. 補助対象事業・要件・経費について		
番号	問	答
2-1	車両本体以外のオプション等は対象となりますか。	リフト又はスロープの設置に係る経費は対象となりますが、それ以外は対象となりません。
2-2	「令和2年度燃費基準達成車以上に限る」とされていますが、確認方法を教えてください。	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省ホームページで確認してください。 【現在新車として販売されている車種】 ・自動車の燃費性能に関する公表 https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr10_000013.html 【上記以外の車種も含めた燃費一覧（平成16年以降）】 ・自動車燃費一覧 https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_mn10_000002.html ・上記に記載されている「令和2年度（平成32年度）燃費基準達成・向上達成レベル」が100以上の車種・形式が対象となります。 ・併せて購入予定先の事業者にも確認してください。
2-3	UDタクシーも対象となりますか。	対象となります。
2-4	UDタクシー以外の一般車両も対象となりますか。	対象となります。
2-5	いわゆるジャンボタクシー（ワゴン車・ミニバン等）は対象となりますか。	対象となります。
2-6	中古車は対象となりますか。	対象となります。
2-7	専らタクシー事業以外で使用する車両（いわゆる「白ナンバー」）は対象となりますか。	対象外です。
2-8	「初度登録からの経過年数が満5年未満」とされていますが、期間や起算の考え方を教えてください。	<ul style="list-style-type: none"> ・経過年数については、申請日を基準とします。 中古車：満5年未満 例：令和8年4月1日付けで申請 ⇒初度登録：令和3年4月2日以降の車両が対象 例：令和8年5月13日付けで申請 ⇒初度登録：令和3年5月14日以降の車両が対象
2-9	車両の代替（更新）は対象となりますか。	対象となります。
2-10	「車両の代替を行う場合は、代替前の車両が初度登録から満8年を経過していること」とされていますが、期間や起算の考え方を教えてください。	<ul style="list-style-type: none"> ・経過年数については、申請日を基準とします。 代替：満8年以上経過 例：令和8年4月1日付けで申請 ⇒初度登録：平成30年4月1日以前に登録された車両の代替が対象 例：令和8年5月13日付けで申請 ⇒初度登録：平成30年5月13日以前に登録された車両の代替が対象

2-11	増車は対象となりますか。	以下のケースで、 <u>運転者数の増加を伴う増車のみ</u> 対象とします。 ▽申請可能なケース ・他事業者の廃業等に伴う、営業区域内のタクシー車両数を維持するための増車 ・タクシー空白解消（エリア・時間帯）に向けて、運行体制を拡充するための増車
2-12	運転者数は増やさない場合の増車は対象となりますか。	対象外です。
2-13	リースは対象となりますか。	対象外です。
2-14	インターネットで注文することは可能ですか。	可能ですが、インターネットショッピング決済手数料等は補助対象外となります。支払い方法は銀行振込に限ります。
2-15	現金やクレジットカード、小切手・手形での支払いは可能ですか。	いずれも認められません。支払方法は銀行振込とします。
2-16	金券やポイントでの購入は可能ですか。	いずれも認められません。
2-17	消費税は対象となりますか。	対象外です。
2-18	県税すべてに未納がないことの証明書はどこで取得できますか	最寄りの県税事務所で取得することができます。
2-19	既に購入している車両や設備も対象となりますか。	交付決定日以降に契約した車両のみが補助対象となります。
追 2-1	一般車両への自動ドアの設置費、タクシーメーターの移設費、ドライブレコーダー設置に係る経費、手すりの追加設置費は対象となりますか。	対象外です。

3. 交付申請・審査について		
番号	問	答
3-1	申請書類はどこで入手できますか。	申請書は高知県のホームページからダウンロードしてください。ダウンロードが困難な場合は、以下の先へご相談ください。 <u>高知市内のタクシー事業者の方</u> 高知市ハイヤー協同組合 【電話】 088-866-0520 <u>高知市以外のタクシー事業者の方</u> 一般社団法人高知県ハイヤー協会 【電話】 088-866-6555
3-2	申請にあたってはどのような書類を提出する必要がありますか。	申請時に必要となる書類については、公募要領の5をご確認ください。
3-3	申請書等の印刷サイズに指定はありますか。	申請書等は全てA4サイズで統一してください。また、片面印刷で、裏面は使用しないでください。
3-4	国の補助金との併用は可能ですか。	国の補助金との併用は可能です。その場合は、補助金交付申請書の収支予算及び実績報告書の収支決算において、活用する国の補助金の名称とその金額を明記してください。また、国の補助金については、他の補助との併用を認めていない場合もあるので、注意してください。
3-5	申請が受付されれば必ず採択されるのですか。	申請いただいた事業内容について、県で審査し、予算の範囲内で採択を決定するため、受付されたものが必ず採択されるものではありません。
3-6	複数台の申請はできますか。	今回の募集（令和8年4月1日～5月13日）では複数台の申請はできません。1事業者あたり1台までとします。 ※二次募集の実施等は未定です。
3-7	「一般乗用旅客自動車運送事業者の認可書又は許可書」を紛失した場合はどうすればいいですか。	以下の先へご相談ください。 <u>高知市内のタクシー事業者の方</u> 高知市ハイヤー協同組合 【電話】 088-866-0520 <u>高知市以外のタクシー事業者の方</u> 一般社団法人高知県ハイヤー協会 【電話】 088-866-6555
3-8	公募開始前の見積書は有効となりますか。	契約日及び納品日が補助対象期間内のものは対象となります。

3-9	見積書に記載が必要な項目はありますか。	(共通) <ul style="list-style-type: none"> ・購入予定の車種名・型式 ・見積金額の合計及び内訳（車両本体価格とリフト又はスロープは分けて記載） ・令和2年度燃費基準達成車以上であるかどうか (中古車の場合) <ul style="list-style-type: none"> ・使用年数（初度登録からの経過年数） ・累積走行距離
3-10	中古車について、見積時点で使用年数（初度登録からの経過年数）や累積走行距離の特定が困難な場合、幅を持った記載とすることは可能ですか。	可能ですが、使用年数については、必ず起算日が分かるような書き方としてください（例：「令和8年5月13日時点から起算して満5年未満」）。
3-11	見積書の代わりに、金額が記載されたカタログの写し等を添付することは可能ですか。	不可です。購入予定先が発行した見積書を添付してください。
3-12	「地域公共交通の維持・確保において当該車両の必要性に関する市町村長の意見書」はどのようなものを添付すればよいですか。	添付は不要です。
3-13	申請の内容は途中で変更できますか。	事前に電話等でご連絡の上、第2号様式「変更承認申請書」を提出し、承認を得てください。ただし、交付決定額を超えて増額する変更はできませんので、ご注意ください。
3-14	変更承認申請の際には何を提出するのですか。	第2号様式「変更承認申請書」と併せて、変更内容が確認できる根拠資料の写しをご提出ください。
3-15	交付決定の時期はいつ頃になりますか。	令和8年6月上旬を予定しています。なお、必ず交付決定後に着手（契約）してください。
3-16	事業の「着手」とは、何をもち「着手」となりますか。	車両購入に係る「契約」をもち「着手」とします。
3-17	交付決定前の着手（契約）は可能ですか。	不可とします。交付決定前に着手（契約）した場合は補助対象外となります。
3-18	導入を予定している車両の在庫切れに備え、交付決定前に契約してもよろしいですか。	できません。交付決定日より前に契約した経費については、対象外となります。ただし、見積書の徴収や仮予約、在庫確認等は可能です。
3-19	交付決定後に辞退をすることはできますか。	事前に電話等でご連絡の上、第2号様式「補助金中止・廃止承認申請書」を提出いただくことで、辞退することはできます。
3-20	二次募集は実施しますか。	未定です。一次募集で予算額に到達しているかどうか等の事情を勘案し、県が決定します。
3-21	令和9年度も募集しますか。	未定です。

追 3-1	申請後に車種は変更できますか。	車両の要件を満たす場合で、やむを得ない事情（例：申請時点で変更後の車種の見積書の作成が困難だった）があれば認められますが、交付要綱第9条の（6）に定める重要な変更にあたりますので、車両購入に係る契約を行う前に、電話等でご連絡の上、第2号様式「変更承認申請書」を提出し、承認を得ることが必要となります。
追 3-2	自動車検査証の添付は「自動車検査証記録事項」の写しのみでよいか。	自動車検査証本体の写しと、自動車検査証記録事項の写しの両方を提出してください。
追 3-3	自動車検査証が電子化され、車検の度に新しい紙が交付されなくなったが、手元にある自動車検査証の写しの提出でよいか。	問題ありません。最新の内容を確認するため、自動車検査証記録事項の写しも併せて提出してください。

4. 実績報告について		
番号	問	答
4-1	支払い領収書類は、具体的に何を提出すればよいですか。	金融機関の振込受付書（受払済印があるもの）、インターネットバンキングの取引履歴・入出金明細（振込依頼人名、振込日、受取人名、支払金額が分かるもの）のいずれかの写しをご提出ください。
4-2	証拠書類を紛失した場合はどうなりますか。	必要書類がないと補助金をお支払いできません。書類の再発行が困難な場合は、事務局にご相談ください。
4-3	実績報告の写真は、どのような写真が必要ですか。	導入したタクシー車両や設備等（全景、ナンバープレート、導入設備が確認できるもの）の写真を提出してください。 ※画像を貼り付けしたデータでも結構です。
4-4	実績報告後、確定額の通知はありますか。	実績報告の内容を審査の上、通知します。ただし、交付決定額と同額の場合は通知しません。
4-5	実績報告後、どのくらいの期間で補助金は振込まれますか。	実績報告の内容に不備がない場合、原則として1ヶ月程度でお振込いたします。
4-6	事業の「完了」とは、何ををもって「完了」になりますか。	車両が納車され、購入先事業者への支払を全て終えた時点をもって「完了」とします。
4-7	期限内に事業が完了できない場合は、どうなりますか。事業期間の延長は可能ですか。	令和9年3月10日までに納車及び支払が完了の上、実績報告書が提出されない場合は補助対象外となります。事業期間の延長はできませんので、期限内に支払まで完了してください。 納車及び支払、実績報告書の提出が間に合わないと思われる場合は、速やかに事務局にご連絡ください。明らかに完了できないことがわかった場合、中止・廃止申請書を提出していただくこととなります。
4-8	令和9年3月10日までに事業が完了できそうにない場合、延長（事業実施期間の変更）はできますか。	延長はできませんので、期限内に支払及び実績報告まで完了してください。
4-9	現地調査を行うことはありますか。	必要に応じて現地調査を実施する場合があります。
追 4-1	今回購入した自動車検査証の所有者はタクシー事業者以外となってもよいか。	タクシー事業者に限ります。
追 4-2	金融機関等からの借入による購入でも問題ないか。	問題ありません。 但し、支払い領収書類の「振込依頼人」はタクシー事業者、「受取人名」は車両の購入先としていただく必要があります。 また、自動車検査証の「所有者」は、申請者のタクシー事業者としていただく必要がありますので、借入等の場合はご注意ください。

5. その他

番号	問	答
5-1	補助金受領後、何らかの義務が発生しますか。	<p>補助事業年度終了後5年間は、会計検査院による検査等が行われることがあり、補助事業者は検査等に協力する義務があります。</p> <p>そのため、経費の支払いに係る書類等は、補助事業年度終了後必ず5年間保存してください。</p> <p>すでに補助金を受給した場合でも、会計検査院の検査結果によっては、補助金の返還等が命ぜられる場合もあります。</p>
追 5-1	公募要領の12の(3)で「補助事業の実施にあたっては、専用の通帳の作成や収支を記載した帳簿を備えるなど、事業の収支を管理し」とありますが、必ず専用の通帳を準備する必要はありますか。	<p>必須ではありません。タクシー事業用として使用している通帳で、本補助金に関する入出金について、他の入出金と明確に区分され、確認できるよう管理されていれば問題ありません。</p>